

## 西日本工業大学知的財産ポリシー

教職員の自由な発想、たゆまぬ努力により教育、研究を通じて得られた知的財産を産学官の連携を通じて社会に広く還元させることは本学の使命であると考えます。知的財産の活用を促進し、さらなる研究、教育の活性化、知的財産の創出を進めるため、以下の知的財産ポリシーを定めます。

1. このポリシーの対象である知的財産は次のものです。
  - ① 特許権の対象となる発明
  - ② 実用新案権の対象となる考案
  - ③ 意匠権の対象となる意匠
  - ④ 著作権の対象となるデータベース、プログラム、デジタルコンテンツ
  - ⑤ 回路配置利用権の対象となる回路配置
  - ⑥ 商標権の対象となる商標
  - ⑦ 研究開発成果としての有体物
  - ⑧ 事業活動に有用な技術情報及びノウハウ
2. 教職員が職務としてなした知的財産は原則として大学に帰属します。知的財産の①～③については本学「職務発明規則」に従います。また、④～⑧については同規則を準用します。
3. 職務としてなされた知的財産とは次の項目が一つ以上該当するものを言います。
  - ① 学内で配分された研究費、公的機関からの補助金、助成金を使用して創出されたもの。
  - ② 公的機関、企業との共同研究、受託研究等により創出されたもの。
  - ③ 本学の施設、装置等を使用して創出されたもの。
4. 産学官の連携により創出された知的財産については本学「共同研究規則」「受託研究取扱内規」等の契約書に従って帰属します。
5. 本学は知的財産を社会に還元するため北九州 TLO を活用し積極的な知的財産の技術化を図ります。
6. 知的財産の創出、保護、活用のため知的財産に関する事項を本学「研究センター」で一元管理します。また、研究センター内の「地域連携センター」を窓口として知的財産に関するワンストップサービスを行います。
7. 大学に承継された知的財産は定期的のその財産的価値を評価します。大学が承継しないと判断した知的財産はその創出者に帰属します。
8. 知的財産が権利化された時、またその権利により大学が収益をあげた時は知的財産創出者に報奨金を交付します。詳細は本学「職務発明規則」に従います。
9. 本学は知的財産に関する不透明な情報流出を防止します。また、本学教職員は知的財産に関する守秘義務を遵守します。また、産学官連携にともない締結された守秘義務を誠実に実行します。